



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

市では、今年から申告相談の会場および受付時間が、次のとおり変わります。

会場

対象者	会場
高瀬町・三野町在住の人	高瀬町農村環境改善センター
詫間町・仁尾町在住の人	詫間福祉センター
豊中町・山本町・財田町 在住の人	豊中町農村環境改善センター

受付時間
午前9時～11時、午後1時～3時
※申告相談の期間は2月15日(月)～3月15日(火)です。詳しい日程は、広報みとよ2月号と一緒に配布します。

新成人の皆さん 20歳になったら 国民年金です

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。20歳になったら、忘れずに加入の手続きをしましょう。

国民年金には老後に給付される老齢年金のほかに、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れる障がい年金、家族の働き手が亡くなったときに受け取れる遺族年金があります。ただし、必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置すると、これらの年金が受け取れなくなる場合があります。

保険料の納付が困難なときは

学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額猶予されます。対象となる学生は学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限が1年以上である過程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の人で、本人、配



税務署からのお知らせ

▶問い合わせ 観音寺税務署 ☎25-2196

給与所得者の確定申告

給与所得者は、年末調整により所得税および復興特別所得税が精算されるため、大半の人は確定申告が不要です。

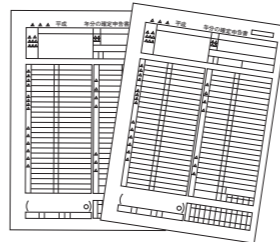
しかし、給与所得者でも確定申告をしなければならぬ場合や、確定申告をする源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

申告が必要な人は、必ず期間内に行いましょう。

平成27年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談、申告書の受付期間は、**2月16日(火)～3月15日(火)**です。

なお、還付申告は、2月15日(月)以前でも税務署で行うことができます。ただし、税務署の閉庁日は除きます。

※所得税および復興特別所得税の確定申告書を作成するときは「復興特別所得税額」欄の記載漏れがないよう、ご注意ください。



ホームページで 確定申告書を作成

所得税や消費税の確定申告書を作成する際には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することが出来ます。作成した確定申告書は印刷して、所轄の税務署に郵送などの方法で提出できるほか、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することも出来ます。

なお、平成27年分からは、給与所得者または公的年金所得者向けの申告書作成画面が新設されます。初めての人も操作しやすい画面になっています。

タックスアンサーを ご利用ください

国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、よくある税の質問に対する一般的な回答を、税金の種類ごとに調べることが出来ます。ぜひ、ご利用ください。

の人に限り、保険料をお預かりすることが出来ます。納付書をお持ちでない人から保険料をお預かりすることはありません。

社会保険労務士による 出張年金相談

- 日時および場所
1月13日(水) 三豊市役所西館
1月26日(火) 詫間福祉センター
午前10時～午後3時
- 持っていくもの
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。
代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。
- 問い合わせ
街角の年金相談センター
高松(オフィス)
☎087(811)6020

街角の年金相談センター

高松(オフィス)
☎087(811)6020

国民年金基金相談会

- 日時 1月27日(水)
午前10時～午後4時
- 場所 三豊市役所西館
- 問い合わせ
国民年金基金
☎0120(65)4192

振り込め詐欺などに注意

民間事業者では、日本年金機構が発行した納付書を使って、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いしていたかどうか案内しています。銀行口座を指定して、ATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。

また、民間事業者が戸別に訪問して保険料をお預かりする場合は、顔写真入りの納付督促員証明書(身分証)を提示し、日本年金機構が発行する納付書をお持ち

委託先の民間事業者
(株)バックスグループ
問い合わせ先
☎0120(987)927

国民年金保険料の案内を 民間事業者へ委託しています

偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額猶予されます。
※学生納付特例、若年者納付猶予の期間は、年金を受けるための期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。